



最高裁秘書第836号

平成28年3月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成27年度（最情）諮問第5号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成 28 年 2 月 24 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

補充理由説明書

(平成 28 年 2 月 9 日付け依頼に対する回答)

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 濟問番号

平成 27 年度（最情）濟問第 5 号

2 理由

(1) 「破棄判決等」について

平成 28 年 1 月 13 日付け意見書及び「破棄判決等取扱要領」における「破棄判決等」の「等」に含まれるものとしては破棄決定が該当する。

(2) 「破棄判決等」に含まれない類型の判決について

平成 28 年 1 月 13 日付け意見書に記載した「破棄判決等取扱要領」に基づき J・NET ポータルにのみ掲載される破棄判決、決定のほか、少数であるが、個別の判断で、J・NET ポータルのみに掲載し（裁判所ホームページには不掲載）、その掲載期間を 6 か月とする判決、決定（例えば、棄却判決、棄却決定）がある。今回の開示の判断に当たっては、それらを含めて、平成 17 年から平成 25 年までの間の最高裁の判決、決定のうち、J・NET ポータルに掲載され、裁判所ホームページには掲載されていないものを確認した結果、当初開示した判決のみが該当した。